

令和8年6月9日(火)

開会 (9:56)

○寛智也委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の一部を改正する条例3件」、「請願1件」の計4件である。

議案の審査に入る前に、須貝副市長よりあいさつをお願いしたい。

○須貝副市長

おはようございます。6月に入り新年度から2か月が経過してございます。これまで新たな取組も、いくつかスタートしてございます。その1つに電子入札制度という運用を今年度から開始をいたしましたので、少しだけお話させていただきたいと思えます。皆さんご承知の通り、入札には、これまで公共工事であるとか、物品調達の際には、事業者が紙に金額を記載して、提出するという札入れを行ってございましたけれども、今年度からインターネットを通じた電子による入札というところを取り組んでございます。まだ、建設工事と建設コンサルだけの業務に限ってはいますけれども、その運用次第で、またどんどん広めていけたらと考えてございます。これまで数件の入札を行ってございますが、全く混乱もなくスムーズに執行できている印象でございます。事業者の方にとりましては、これまで入札で来庁していただく手間や移動コスト、事務の負担の軽減にもつながっているかと思えますし、我々市職員におきまして、手続の迅速化であったりペーパーレス化、そういったところが進んでございます。今後はさらに進めて、電子による契約執行までできる、そういった事務も進めているところでもございます。そのように、DX化に今後も取り組んでいって、市民の利便性そして事務の効率性というところを求めて参りたいと考えているところでございます。本日は、条例案3件を提案しその審議をいただくというところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議第64号 胎内市監査委員条例等の一部を改正する条例

藤川総務課長説明

地方自治法の一部改正により、引用する同法の条項に移動があったため、関係条例において規定の整理を行うものであります。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 65 号 胎内市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

藤川総務課長説明

国内外の社会情勢の変化に対応すべく旅費法や県の旅費条例の改正に準拠し、所要の改正を行うもの。主な内容は、実勢価格との乖離を解消するため、宿泊費を上限付き実費支給とすることや、日当を廃止した上で宿泊に伴う諸雑費に充てる宿泊手当を設けるほか、旅行者に対する旅費の支給に代えて旅行代理店等に直接支払うことを可能とすること等の規定の整備も含め、所要の改正を行うもの。

質疑

○小野徳重委員

別表の中に旅費の数字が出ていますよね。これ高い順からずっと並んでいますが、これは県の旅費関係、県の内容にそれに準拠したことですか。

○藤川総務課長

その金額につきましては、国と県の旅費の規定に準拠した形での金額ということで、定めるものでございます。

○小野徳重委員

内容を見るとね、高いところは東京で2万1,000円。一番安い地域では、9,000円ということで、かなりばらつきあると思うんですが、これはどういう形で、取り決めたのか、お聞かせいただけますか。

○藤川総務課長

この金額の設定につきましては、国で毎年、実態調査というか、そういった調査を行った上で、金額を定める形でございますので、また来年に向けて、金額が上昇するなり、下がるなりというようなこともあり得るということで、その辺りは実態に踏まえた上での設定ということで定めるものでございます。

○渡辺栄六委員

今回の提案理由ですけれども、近年の物価高騰や宿泊費の上昇が、背景にあると思いますけれども、現行制度において、どのような課題があって、今回の改正によってどのような改善、効果を見込んでいるのか、その辺についてお願いします。

○藤川総務課長

今回の改正の大きなところで、宿泊費上限額の基準額を定めるところですとか、宿泊手当について定めるといことなんでしょうけれども、現状におきましては、この宿泊費について、定額の1万2,000円で、これまで定められてきているところでございますので、特に東京都や大阪府とかもそうでしょうか、物価高騰やインバウンドの影響で、宿泊費用が非常に高騰しているところで、定められた金額の中で、ホテルを探すことも、なかなか難しいというか、大変な状況でございますので、そういったところが今後、上限付きで最後は精算をする形になりますので、より正しいというか、宿泊費については、この改正によりまして、より我々も出張しやすくなるというか、そういうような形で改められるというふうなところで認識しております。

○渡辺栄六委員

この制度が改正することによって、本市の旅費支出額は年間でどの程度、増減をするというふうに見込んでいます。

○藤川総務課長

年間影響額というところでございますが、令和8年度につきましては、10月から改正することになるところではございますが、これがこの1年間というところで計算したところ、おおよそ約60万円程度、増額になると見込んでおります。

○渡辺栄六委員

この制度改正によって職員が宿泊をする場合、そういった心配が緩和されるわけですが、今までというか現行制度で、職員が自己負担されるようなケースはあったんですか。

○藤川総務課長

直接そういうふうに、自己負担したとは聞いたところではないんですけれども、おおよその、現行の規定であります1万2,000円と、日当で1日に付き2,200円ついてございまして、1泊2日ですと4,400円つく形になりますので、それを合わせると1万6,000円ちょっとございましたので、その範囲で概ね賄っていたのではないかというふうに考えております。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 66 号 胎内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

藤川総務課長説明

議第 65 号 胎内市職員等の旅費に関する条例の一部改正に併せ、特別職の職員で非常勤のものの日当について、一般職の職員と同様に廃止するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

請願第 1 号 皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める請願

○笥智也委員長

次に、請願第 1 号、皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める請願については、今朝、委員会開催前に、請願者から請願の取り下げの申し出がありました。お諮りします。請願者からの申し出のとおり、請願第 1 号の取り下げを承認することにご異議ありませんか。

「(異議なし) の声あり」

○笥智也委員長

ご異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号の取り下げは、承認されました。

○佐藤議会事務局長

この請願の取り扱いについてですが、本会議で上程されたものでございますので、取り下げについて、改めて本会議で、取り下げについてお諮りをさせていただきますことを、付け加えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○寛智也委員長

以上で総務文教常任委員会協議会を閉会する。

閉会（11:37）